

○長崎大学における内部統制に関する規則

平成27年3月27日

規則第17号

改正 令和2年6月30日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、長崎大学（以下「本学」という。）における役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備することを目的とする。

(内部統制推進責任者)

第2条 本学に、内部統制推進責任者を置き、学長をもって充てる。

(内部統制担当理事)

第3条 学長は、理事のうちから内部統制システムの推進を担当する理事（以下「内部統制担当理事」という。）を指名するものとする。

2 内部統制担当理事は、内部統制システムを統括し、内部統制システムの整備を図るものとする。

(内部統制推進部門の設置)

第4条 管理運営部管理課に、内部統制システムの整備を推進するため、内部統制推進部門（以下「推進部門」という。）を置く。

2 推進部門は、内部統制システムに関し、内部統制担当理事に定期的に報告するものとする。

(内部統制委員会の設置)

第5条 本学に、内部統制システムの整備を推進するため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 内部統制システムの改善策等に関すること。
- (2) 内部統制システムにおけるモニタリング体制に関すること。
- (3) その他内部統制システムの整備の推進に関する事項

2 委員会は、必要に応じ、前項各号に掲げる事項について役員会又は教育研究評議会に付議するものとする。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局の各部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員は、学長が任命する。

3 監事は、オブザーバーとして委員会に出席するものとする。

(委員会への報告等)

第8条 内部統制担当理事は、委員会に対し、推進部門等からの内部統制システムに関する報告及び職員へのモニタリングの結果に基づき、報告を行うものとする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、管理運営部管理課において処理する。

(職員へのモニタリング)

第10条 内部統制担当理事は、内部統制システムが有効に機能していることを継続的に確認するため、監事及び監査室と連携するとともに、職員へのモニタリングを行うものとする。

2 前項のモニタリングに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日規則第44号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。